（委員会の会議）

第二十三条　（略）

２　（略）

３　事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

４・５　（略）

（健康診断結果報告）

第五十二条　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　労働保険番号

二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三　常時使用する労働者の数

四　報告の対象となる期間、当該期間の属する年における報告の回数及び健康診断の実施年月日

五　健康診断の実施機関の名称及び所在地

六　健康診断を受けた労働者の数及び第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者の数

七　第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八　前号の項目のいずれかについて異常所見があると診断された労働者の数及び医師による指示のあつた労働者の数

九　産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地

十　報告年月日及び事業者の職氏名

２　事業者は、健康診断（第四十八条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　前項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項

二　報告の対象となる期間、当該期間の属する年における報告の回数及び健康診断の実施年月日

三　健康診断の実施機関の名称及び所在地

（委員会の会議）

第二十三条　（略）

２　（略）

３　事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

４・５　（略）

（健康診断結果報告）

第五十二条　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条又は第四十五条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

２　事業者は、第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）